

志摩市総合事業サービスコード

国基準相当訪問型サービス（志摩市総合事業 訪問型独自サービス指定事業者用）

令和8年6月

サービスコード		サービス内容略称			単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	訪問型サービス費(I)(独自)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)1,176単位	1176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	訪問型サービス費(I)(独自)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)39単位	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12	訪問型サービス費(II)(独自)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)2,349単位	2349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	訪問型サービス費(II)(独自)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)77単位	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13	訪問型サービス費(III)(独自)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)3,727単位	3727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	訪問型サービス費(III)(独自)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)123単位	123	1日につき		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算			200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算1	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算2		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算			50 単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算-1	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数の 270/1000加算		1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算-2		(2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ	所定単位数の 287/1000加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算二1		(3)介護職員等処遇改善加算(II)イ	所定単位数の 249/1000加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算二2		(4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ	所定単位数の 266/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算三		(5)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の 207/1000加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算四		(6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の 170/1000加算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき	

A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1日割				1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2日割				1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3			週に3回程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3日割				1単位減算	-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1日割				1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2			週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2日割				1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3			週に3回程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3日割				1単位減算	-1	1日につき

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業 基準緩和型訪問サービス指定事業者用）

令和8年6月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1001	訪問型サービスA-1（1割負担）	1回235単位 要支援1:週1回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2:週2回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス:1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	235	1回につき
A3	1002	訪問型サービスA-2（2割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス:2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	235	
A3	1003	訪問型サービスA-3（3割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス:3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	235	
A3	1201	訪問型サービスA-4（4割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス:3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	235	
A3	1004	訪問型サービスA二1（短時間/1割負担）	1回117単位 要支援1:週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週4回 要支援2:週4回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週6回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス:1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	117	1回につき
A3	1005	訪問型サービスA二2（短時間/2割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス:2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	117	
A3	1006	訪問型サービスA二3（短時間/3割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス:3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	117	
A3	1211	訪問型サービスA二4（短時間/4割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス:3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	117	
A3	1007	訪問型サービスA三1（シルバー/1割負担）	1回160単位 要支援1:週1回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2:週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	シルバー人材センターが提供する生活支援サービス:1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	160	1回につき
A3	1008	訪問型サービスA三2（シルバー/2割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービス:2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	160	
A3	1009	訪問型サービスA三3（シルバー/3割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービス:3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	160	
A3	1221	訪問型サービスA三4（シルバー/4割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービス:3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	160	
A3	1010	訪問型サービスA四1（買物支援/1割負担）	1回218単位 週1回	シルバー人材センターが提供する買物支援サービス:1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	218	1回につき
A3	1011	訪問型サービスA四2（買物支援/2割負担）		シルバー人材センターが提供する買物支援サービス:2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	218	
A3	1012	訪問型サービスA四3（買物支援/3割負担）		シルバー人材センターが提供する買物支援サービス:3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	218	
A3	1231	訪問型サービスA四4（買物支援/4割負担）		シルバー人材センターが提供する買物支援サービス:3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	218	
A3	1013	訪問型サービスA-1初回加算（1割負担）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算:1割負担の利用者が利用する場合に使用	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算:1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	200	1月につき
A3	1014	訪問型サービスA-2初回加算（2割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算:2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	200	
A3	1015	訪問型サービスA-3初回加算（3割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算:3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	200	
A3	1301	訪問型サービスA-4初回加算（4割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算:3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	200	
A3	1016	訪問型サービスA二1初回加算（短時間/1割負担）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算:1割負担の利用者が利用する場合に使用	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算:1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	200	1月につき
A3	1017	訪問型サービスA二2初回加算（短時間/2割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算:2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	200	
A3	1018	訪問型サービスA二3初回加算（短時間/3割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算:3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	200	
A3	1311	訪問型サービスA二4初回加算（短時間/4割負担）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算:3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	200	
A3	1019	訪問型サービスA三1初回加算（シルバー/1割負担）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算:1割負担の利用者が利用する場合に使用	シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算:1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	160	1月につき
A3	1020	訪問型サービスA三2初回加算（シルバー/2割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算:2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	160	
A3	1021	訪問型サービスA三3初回加算（シルバー/3割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算:3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	160	
A3	1321	訪問型サービスA三4初回加算（シルバー/4割負担）		シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算:3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	160	

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業 基準緩和型訪問サービス指定事業者用）

令和8年6月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位	
種類	項目					給付率			
A3	1052	訪問型サービスC	訪問型サービスC	1回500単位 週1回 3ヶ月1クール (1クール最大12回まで)	訪問型サービスC（短期集中訪問型サービス）を利用する際に使用	100%	500	1回につき	
A3	1053	訪問型サービスC初回加算	訪問型サービスC初回加算		訪問型サービスC（短期集中訪問型サービス）の初回加算を付ける際に使用	300 単位加算	100%	300	1月につき
A3	1022	訪問型サービスA-1 処遇改善加算一イ（1割負担）	訪問型サービスA-1 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（I）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 I イ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の270/1000加算	90%	63	1回につき
A3	1900	訪問型サービスA-1 処遇改善加算一ロ（1割負担）		(2) 処遇改善加算（I）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 I ロ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の287/1000加算	90%	67	
A3	1023	訪問型サービスA-1 処遇改善加算二イ（1割負担）		(3) 処遇改善加算（II）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 II イ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の249/1000加算	90%	58	
A3	1901	訪問型サービスA-1 処遇改善加算二ロ（1割負担）		(4) 処遇改善加算（II）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 II ロ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の266/1000加算	90%	62	
A3	1024	訪問型サービスA-1 処遇改善加算三（1割負担）		(5) 処遇改善加算（III）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 III：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の207/1000加算	90%	48	
A3	1600	訪問型サービスA-1 処遇改善加算四（1割負担）		(6) 処遇改善加算（IV）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 IV：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の170/1000加算	90%	39	
A3	1027	訪問型サービスA-2 処遇改善加算一イ（2割負担）	訪問型サービスA-2 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（I）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 I イ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の270/1000加算	80%	63	1回につき
A3	1902	訪問型サービスA-2 処遇改善加算一ロ（2割負担）		(2) 処遇改善加算（I）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 I ロ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の287/1000加算	80%	67	
A3	1028	訪問型サービスA-2 処遇改善加算二イ（2割負担）		(3) 処遇改善加算（II）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 II イ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の249/1000加算	80%	58	
A3	1903	訪問型サービスA-2 処遇改善加算二ロ（2割負担）		(4) 処遇改善加算（II）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 II ロ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の266/1000加算	80%	62	
A3	1029	訪問型サービスA-2 処遇改善加算三（2割負担）		(5) 処遇改善加算（III）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 III：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の207/1000加算	80%	48	
A3	1615	訪問型サービスA-2 処遇改善加算四（2割負担）		(6) 処遇改善加算（IV）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 IV：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の170/1000加算	80%	39	
A3	1032	訪問型サービスA-3 処遇改善加算一イ（3割負担）	訪問型サービスA-3 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（I）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 I イ：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の270/1000加算	70%	63	1回につき
A3	1904	訪問型サービスA-3 処遇改善加算一ロ（3割負担）		(2) 処遇改善加算（I）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 I ロ：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の287/1000加算	70%	67	
A3	1033	訪問型サービスA-3 処遇改善加算二イ（3割負担）		(3) 処遇改善加算（II）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 II イ：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の249/1000加算	70%	58	
A3	1905	訪問型サービスA-3 処遇改善加算二ロ（3割負担）		(4) 処遇改善加算（II）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 II ロ：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の266/1000加算	70%	62	
A3	1034	訪問型サービスA-3 処遇改善加算三（3割負担）		(5) 処遇改善加算（III）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 III：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の207/1000加算	70%	48	
A3	1630	訪問型サービスA-3 処遇改善加算四（3割負担）		(6) 処遇改善加算（IV）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 IV：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の170/1000加算	70%	39	

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業 基準緩和型訪問サービス指定事業者用）

令和8年6月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位	
種類	項目					給付率			
A3	1401	訪問型サービスA-4 処遇改善加算一イ（4割負担）	訪問型サービスA-4 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（I）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 I イ：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の270/1000加算	60%	63	1回につき
A3	1906	訪問型サービスA-4 処遇改善加算一ロ（4割負担）		(2) 処遇改善加算（I）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 I ロ：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の287/1001加算	60%	67	
A3	1411	訪問型サービスA-4 処遇改善加算二イ（4割負担）		(3) 処遇改善加算（II）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 II イ：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の249/1000加算	60%	58	
A3	1907	訪問型サービスA-4 処遇改善加算二ロ（4割負担）		(4) 処遇改善加算（II）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 II ロ：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の266/1001加算	60%	62	
A3	1421	訪問型サービスA-4 処遇改善加算三（4割負担）		(5) 処遇改善加算（III）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 III：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の207/1000加算	60%	48	
A3	1645	訪問型サービスA-4 処遇改善加算四（4割負担）		(6) 処遇改善加算（IV）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算 IV：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の170/1000加算	60%	39	
A3	1037	訪問型サービスA-2 1 処遇改善加算一イ（短時間/1割負担）	訪問型サービスA-2 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（I）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算 I イ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の270/1000加算	90%	31	1回につき
A3	1908	訪問型サービスA-2 1 処遇改善加算一ロ（短時間/1割負担）		(2) 処遇改善加算（I）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算 I ロ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の287/1000加算	90%	33	
A3	1038	訪問型サービスA-2 1 処遇改善加算二イ（短時間/1割負担）		(3) 処遇改善加算（II）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算 II イ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の249/1000加算	90%	29	
A3	1909	訪問型サービスA-2 1 処遇改善加算二ロ（短時間/1割負担）		(4) 処遇改善加算（II）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算 II ロ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の266/1000加算	90%	31	
A3	1039	訪問型サービスA-2 1 処遇改善加算三（短時間/1割負担）		(5) 処遇改善加算（III）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算 III：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の207/1000加算	90%	24	
A3	1660	訪問型サービスA-2 1 処遇改善加算四（短時間/1割負担）		(6) 処遇改善加算（IV）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算 IV：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の170/1000加算	90%	19	
A3	1042	訪問型サービスA-2 2 処遇改善加算一イ（短時間/2割負担）	訪問型サービスA-2 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（I）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算 I イ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の270/1000加算	80%	31	1回につき
A3	1910	訪問型サービスA-2 2 処遇改善加算一ロ（短時間/2割負担）		(2) 処遇改善加算（I）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算 I ロ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の287/1000加算	80%	33	
A3	1043	訪問型サービスA-2 2 処遇改善加算二イ（短時間/2割負担）		(3) 処遇改善加算（II）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算 II イ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の249/1000加算	80%	29	
A3	1911	訪問型サービスA-2 2 処遇改善加算二ロ（短時間/2割負担）		(4) 処遇改善加算（II）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算 II ロ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の266/1001加算	80%	31	
A3	1044	訪問型サービスA-2 2 処遇改善加算三（短時間/2割負担）		(5) 処遇改善加算（III）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算 III：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の207/1000加算	80%	24	
A3	1675	訪問型サービスA-2 2 処遇改善加算四（短時間/2割負担）		(6) 処遇改善加算（IV）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算 IV：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の170/1000加算	80%	19	

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業 基準緩和型訪問サービス指定事業者用）

令和8年6月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位	
種類	項目					給付率			
A3	1047	訪問型サービスAニ3 処遇改善加算一イ（短時間／3割負担）	訪問型サービスAニ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（I）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Iイ：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の270/1000加算	70%	31	1回につき
A3	1912	訪問型サービスAニ3 処遇改善加算一ロ（短時間／3割負担）		(2) 処遇改善加算（I）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Iロ：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の287/1000加算	70%	33	
A3	1048	訪問型サービスAニ3 処遇改善加算二イ（短時間／3割負担）		(3) 処遇改善加算（II）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算IIイ：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の249/1000加算	70%	29	
A3	1913	訪問型サービスAニ3 処遇改善加算二ロ（短時間／3割負担）		(4) 処遇改善加算（II）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算IIロ：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の266/1000加算	70%	31	
A3	1049	訪問型サービスAニ3 処遇改善加算三（短時間／3割負担）		(5) 処遇改善加算（III）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算III：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の207/1000加算	70%	24	
A3	1690	訪問型サービスAニ3 処遇改善加算四（短時間／3割負担）		(6) 処遇改善加算（IV）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算IV：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の170/1000加算	70%	19	
A3	1451	訪問型サービスAニ4 処遇改善加算一イ（短時間／4割負担）	訪問型サービスAニ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（I）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Iイ：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の270/1000加算	60%	31	1回につき
A3	1914	訪問型サービスAニ4 処遇改善加算一ロ（短時間／4割負担）		(2) 処遇改善加算（I）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算Iロ：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の287/1000加算	60%	33	
A3	1461	訪問型サービスAニ4 処遇改善加算二イ（短時間／4割負担）		(3) 処遇改善加算（II）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算IIイ：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の249/1000加算	60%	29	
A3	1915	訪問型サービスAニ4 処遇改善加算二ロ（短時間／4割負担）		(4) 処遇改善加算（II）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算IIロ：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の266/1000加算	60%	31	
A3	1471	訪問型サービスAニ4 処遇改善加算三（短時間／4割負担）		(5) 処遇改善加算（III）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算III：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の207/1000加算	60%	24	
A3	1705	訪問型サービスAニ4 処遇改善加算四（短時間／4割負担）		(6) 処遇改善加算（IV）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する処遇改善加算IV：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の170/1000加算	60%	19	
A3	1501	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算一イの1（1割負担）	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（I）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Iイ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の270/1000加算	90%	54	1月につき
A3	1616	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算一ロの1（1割負担）		(2) 処遇改善加算（I）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Iロ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の287/1000加算	90%	57	
A3	1502	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算二イの1（1割負担）		(3) 処遇改善加算（II）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算IIイ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の249/1000加算	90%	49	
A3	1917	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算二ロの1（1割負担）		(4) 処遇改善加算（II）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算IIロ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の266/1000加算	90%	53	
A3	1503	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算三の1（1割負担）		(5) 処遇改善加算（III）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算III：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の207/1000加算	90%	41	
A3	1720	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算四の1（1割負担）		(6) 処遇改善加算（IV）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算IV：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の170/1000加算	90%	34	

志摩市総合事業サービスコード

志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業 基準緩和型訪問サービス指定事業者用）

令和8年6月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位
種類	項目					給付率		
A3	1511	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算一イの2（2割負担）	(1) 処遇改善加算（I）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Iイ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の270/1000加算	80%	54	1月につき
A3	1918	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算一ロの2（2割負担）	(2) 処遇改善加算（I）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Iロ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の287/1000加算	80%	57	
A3	1512	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算二イの2（2割負担）	(3) 処遇改善加算（II）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算IIイ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の249/1000加算	80%	49	
A3	1919	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算二ロの2（2割負担）	(4) 処遇改善加算（II）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算IIロ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の266/1000加算	80%	53	
A3	1513	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算三の2（2割負担）	(5) 処遇改善加算（III）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算III：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の207/1000加算	80%	41	
A3	1735	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算四の2（2割負担）	(6) 処遇改善加算（IV）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算IV：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の170/1000加算	80%	34	
A3	1521	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算一イの3（3割負担）	(1) 処遇改善加算（I）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Iイ：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の270/1000加算	70%	54	1月につき
A3	1920	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算一ロの3（3割負担）	(2) 処遇改善加算（I）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Iロ：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の287/1000加算	70%	57	
A3	1522	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算二イの3（3割負担）	(3) 処遇改善加算（II）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算IIイ：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の249/1000加算	70%	49	
A3	1921	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算二ロの3（3割負担）	(4) 処遇改善加算（II）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算IIロ：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の266/1000加算	70%	53	
A3	1523	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算三の3（3割負担）	(5) 処遇改善加算（III）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算III：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の207/1000加算	70%	41	
A3	1750	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算四の3（3割負担）	(6) 処遇改善加算（IV）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算IV：3割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の170/1000加算	70%	34	
A3	1531	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算一イの4（4割負担）	(1) 処遇改善加算（I）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Iイ：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の270/1000加算	60%	54	1月につき
A3	1922	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算一ロの4（4割負担）	(2) 処遇改善加算（I）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Iロ：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の287/1000加算	60%	57	
A3	1532	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算二イの4（4割負担）	(3) 処遇改善加算（II）イ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算IIイ：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の249/1000加算	60%	49	
A3	1923	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算二ロの4（4割負担）	(4) 処遇改善加算（II）ロ	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算IIロ：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の266/1000加算	60%	53	
A3	1533	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算三の4（4割負担）	(5) 処遇改善加算（III）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算III：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の207/1000加算	60%	41	
A3	1765	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算四の4（4割負担）	(6) 処遇改善加算（IV）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算IV：4割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の170/1000加算	60%	34	